

指宿市 子供の移動経路交通安全プログラム

～子供の移動経路等の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

指 宿 市

1 プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路で関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、以降、着実かつ効果的に対策を推進するために、関係機関の連携体制において、「指宿市 通学路交通安全プログラム」を策定して、これに基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきたところです。

二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「指宿市 通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る緊急合同点検で必要となった対策箇所等を加えた「指宿市 子供の移動経路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係者が連携して、地域の子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

2 子供の移動経路安全推進会議（スクールゾーン委員会）の設置

関係機関の連携を図るとともに、通学路の安全対策を推進するため、市教育委員会、指宿市地域福祉課、学校、PTA、幼稚園/保育所/こども園関係者、警察、道路管理者等で構成する「子供の移動経路安全推進会議（スクールゾーン委員会）」を小学校区ごとに設置しました。

本プログラムは、その他の関係者等の意見も聴きつつ、この会議で策定しました。

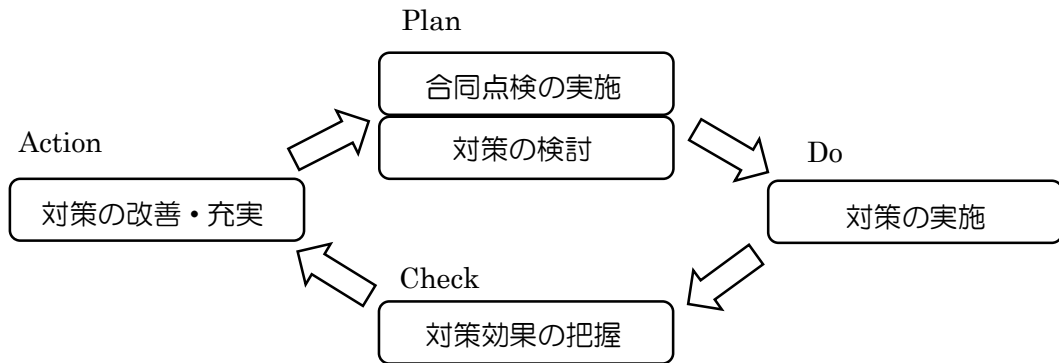
3 取組方針

（1）基本的な考え方

子供の移動経路の安全を確保するため、「子供の移動経路安全推進会議（スクールゾーン委員会）」による合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

[子供の移動経路の安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- 市内の小中学校区ごとに、概ね1年に1回、合同点検を実施します。
- 効率的・効果的に合同点検を行うために、各学校及び近隣の未就学児関係施設は、事前に問題箇所を把握し、子供の移動経路/通学路等安全推進会議に報告します。
- 子供の移動経路安全推進会議（スクールゾーン委員会）において、学校等からの報告をふまえ重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- 小中学校区ごとに、市教育委員会、指宿市地域福祉課、学校、PTA、周辺の幼稚園/保育所/こども園関係者、警察、道路管理者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策を検討し、併せて交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- 対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認するため、各学校を通じて、現場での登校状況の確認や学校関係者からの聞き取りなどを行い、対策効果の状況を把握します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

- 小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。